

文化財所有者を対象とした人災・獣害の現状と防御システム に関する調査研究

A Study on Actual State of Disaster Defense System and Damage of Human-made Disaster and
Animal-derived Cultural Properties

朴ジョンヨン¹・崔青林²・金玟淑³・谷口仁士⁴

Jungyoung Park, Qinglin Cui, Minsuk Kim and Hitoshi Taniguchi

¹立命館大学大学院博士後期課程 理工学研究科 (〒525-8577 滋賀県草津市野路東1-1-1)

Graduate School of Science and Engineering, Ritsumeikan University

²立命館大学専門研究員 歴史都市防災研究所 (〒603-8341 京都市北区小松原北町58)

Postdoctoral Fellow, Institute of Disaster Mitigation for Urban Cultural Heritage, Ritsumeikan University

³立命館大学専門研究員 歴史都市防災研究所 (〒603-8341 京都市北区小松原北町58)

Senior Researcher, Institute of Disaster Mitigation for Urban Cultural Heritage, Ritsumeikan University

⁴立命館大学教授 歴史都市防災研究所 (〒603-8341 京都市北区小松原北町58)

Professor, Institute of Disaster Mitigation for Urban Cultural Heritage, Ritsumeikan University

In late years, the damages of cultural properties by natural disaster (including the earthquake), human-made disaster (including the arson), animal (raccoon) in the Japanese Buddhist temple and Shinto shrine are reported frequently. The damage degree of cultural properties may remain on a small scale, but the heavy damage to lead to annulment of cultural properties designation due to losing their value as cultural properties. The purpose of this report is to clarify actual state of damage of human-made disaster and animal-derived cultural properties and disaster defense system for them by carrying out the questionnaire survey for the owner of the Japanese Buddhist temple and Shinto shrine, to build higher defense system of the future comprehensive cultural properties protection.

Keywords : *cultural properties, human-made disaster, damage by animal, questionnaire survey, disaster defense system*

1. はじめに

近年、文化財建造物の放火や美術工芸品の盗難被害¹⁾が年々増加しており、その対策も求められるようになった。そのため、文化庁²⁾では2009年4月28日付で「文化財の防火防犯対策の徹底について」の通知を出すとともに、重要文化財(建造物、美術工芸品)、重要有形民俗文化財の所有者等を対象に防火防犯対策の状況調査を実施するほか、防火防犯対策を促しているが、まだ充分とは言えない。日本の「国宝・重要文化財(建造物)火災事故一覧」(平成20年3月31日現在)をみると、古社寺保存法(1987年制定)の施行期間中(に火災事故で焼失したのは6棟(全部指定解除)で、国宝保存法(1929年制定)の施行期間中の火災事故は258棟(そのうち焼失した224棟は指定解除された)発生している。しかし、後者は1945年の戦災による被害件数237棟を除くと、21棟のみが火災による焼失(18棟、全部指定解除)か焼損(3棟)した件数である。また、戦災により被災した237棟のうち焼失した206棟も指定解除された。1950年以後の文化財保護法の施行期間中の火災事故は82棟で、そのうち指定解除されたのは15棟である^{3) 4)}。

一方、近年の社寺における獣害(アライグマなど)による文化財への被害報告も増加している。その被害

は小規模で済むものもあれば、文化財としての価値を喪失し、指定解除に至る例もある。川道らの調査報告によると京都市内の主要な 106 社寺を対象（旧京北町地域を除く）に聞き取り調査や建造物に残された爪痕や手足型などの痕跡を調査した結果、アライグマが住み込んでいるか、かつて住み込んでいた可能性のある社寺等で、建造物内に進入したか、訪問の痕跡があったのは 90 社寺等（84.9%）であり、そのうち少なくとも 8 社寺等では繁殖が確認されている。また、アライグマ以外にもオオスズメバチなどのスズメバチ類やアオダイショウなどの蛇類、ドバト、キツキ類などの野生動物が文化財建造物などに侵入し、被害を及ぼしていると報告している⁵⁾。

以上のような事例を鑑み、本研究は文化財を人為的災害（放火や盗難など）や獣害から守るための効果的な防御システムの開発のため第一段階として、被害の発生場所・被災内容と対象物件（建造物や仏像など）、防犯・防火設備の実態などの基礎的な情報を収集・整理し、文化財指定区分に基づく被害経験の特徴や防犯設備の設置と犯罪率との関係などを明らかにすることを目的とした。

2. 文化財保存のための課題の整理

文化財を取り巻く環境は、「損傷のリスク」とそのリスクに対する「継承保存力」に大別できる。リスクや保存継承力には内部と外部要因があり、両者の現状を定量的に評価することで継承保存のための対策が明確になる。損傷のリスクには、地震や水害などの自然災害の他に「放火・窃盗などの人為災害とアライグマなどの獣害による」外部からのリスクと管理者の不注意による「失火・焼失、器物の破損など」内部のリスクがある。一方、継承保存力の構成要因として「公的制度による経済的支援、地域（コミュニティ）支援」など外部による力と「防犯などの防御設備、所有者の意欲や経済力など」の内部要因が考えられる。

このような視点から、本稿では外部からのリスクとして「人為災害と獣害の実態」を調査した。なお、内部リスクの失火や器物の損傷については、今回は除外した。一方、保存継承力としては、外部要因として「公的制度による経済的支援、地域との関係」、内部要因として「防犯などの防御設備の実態、継承保存のための意欲（文化財の価値評価として判断）」に関する項目に関するアンケート調査とその結果の分析を行った。

3. アンケート調査の概要

建造物および仏像などの美術工芸品を対象に、人為災害（放火や窃盗など）と獣害の 2 つの被害および既設の防犯・消防設備などの防御システムの実態把握を主とするアンケート調査を行った。

アンケートは 2012 年 12 月中旬から 2013 年 2 月末にかけて実施した。日本の寺社仏閣の総数⁶⁾を考慮し、公開されている宗教法人登録名簿から 1,000 箇所を抽出し、アンケート用紙を郵送で送付した。その調査の概要を表 1 にまとめた。

アンケートの内容構成は「所有者の判断による文化財の価値評価」、「人災・獣害の実態」、「防御システムの実態」の三部分から構成されている。本調査では京都府（55 部）、東京都（41 部）、滋賀県（29 部）、奈良県（18 部）、和歌山県（15 部）、大阪府（12 部）、兵庫県（12 部）、静岡県（11 部）など計 40 都道府県からアンケートを回収した。なお、配布総数 1,000 部のうち、13 部の宛先不明を除いた有効配布数は 987 部である。回収したアンケートは 308 部で有効回収率は 31.2%である。

4. 分析結果

(1) 価値評価

文化財所有者自身による保有している文化財の価値について、以下の 5 つの価値視点に分類した。すなわち、

表 1 アンケートの概要

アンケート調査の概要	
実施日	2012年12月中旬～2013年2月末
対象:	宗教施設の管理者
調査方法	全国寺社仏閣から1000箇所を抽出し、アンケート用紙を郵送した。
アンケート内容	・文化財の価値評価 ・人災・獣害の実態 ・防御システムの実態
アンケートの枚数	1000部(宛先不明13) 有効配布:987部 回収:308部 有効回収率:31.2%

表 2 所有者による文化財の価値評価結果

評価の視点	建築物		建築物以外の文化財			
			合計			合計
日常	23.1%	22.4%	45.5%	30.3%	21.4%	51.7%
思想	82.3	14.2	96.5	72.9	21.9	94.8
芸術	60.2	24.3	84.5	72.5	23.3	95.8
技術	82.3	14.2	96.5	49.3	19.1	68.4
学術	46.9	31.9	96.8	74.9	20.5	95.4

：日常としての価値、：思想を伝承していることの価値、：芸術的な視点からの価値、：技術的な視点からの価値、そして：学術的な視点からの価値である。

なお、評価基準としては「非常に価値がある」「価値がある」「どちらでもない」「価値が無い」「全く価値がない」の5段階に区分した。

表2はその集計および分析結果である。表中の および は、：非常に価値がある、：価値がある、を示している。数値はそれぞれに回答したアンケート結果である。建築物の文化財価値は、思想、技術、学術的価値が95%と超える値となっているのに対し、建築物以外の文化財(美術工芸品など)に対しては、思想と学術的価値は、ほぼ、同じ値となっているが芸術と技術では逆転している。すなわち、建築物に対しては“技術的な価値”が優先し、美術工芸品などの文化財では“芸術的価値”が優先的である。しかし、所有者の日常的生活環境の中における価値としては、建築物(45.5%)、それ以外の文化財(51.7%)となり前述の価値と比較して低い。

以上の結果から、所有者は仏教や神道を継承している思想的価値のほか、芸術・技術・学術的な価値も認めている。このような各種の価値を高く評価している結果から、所有者の継保存への意欲は十分高いと判断できる。

(2) 文化財の指定区分

社寺仏閣の基本属性として、文化財の指定区分を建造物と建造物以外(主として美術工芸品など)でそれぞれ回答してもらった結果を図1に示す。建造物の文化財指定区分を見ると、国指定が全体の58.2%で最も多く、府县市町指定が20.4%、登録文化財が2.6%となり合計81.2%を占めた。建造物以外の文化財の指定区分も同様な傾向で、府县市町指定以上の割合は85.9%、登録文化財は3.2%となっている。すなわち、約80%以上が指定を受けている貴重な文化財所有者の回答である。

文化財を建造物と建造物以外の指定区分の両者のクロス分析を行うと、「国指定(建)×国指定(建以外)」の組み合わせが最も多く、次に「国指定(建)×府县市町指定(建以外)」と「府县市町指定(建)×府县市町指定(建以外)」の組み合わせとなっている。すなわち、国指定の建造物には同指定の建造物以外の文化財が、自治体指定の建築物には同指定の建築物以外の指定となる同一レベルの指定を受けている事例が全体の50%を超えていた。

(3) 人災の実態

a) 人災の経験

「人災を受けたことがありますか？」について回答してもらった結果(図2)を見ると、「経験がある」とした回答は全体の34.4%となっている。文化財指定区分別の人災経験率は、建造物では府县市町指定の人災の経験率が50%近く一番高いがそのほかの区分ではおおむね20~30%程度である。一方、建造物以外では、指定レベルが低いほど、人災の経験率が高くなっている。このような傾向は、指定レベルが高くなる程、防犯システムも充実し犯罪を未然に防いでいる可能性も考えられる。

b) 人災の種類と指定区分

表3は、人災に遭遇した物件に対し人災の種類(内容)ごとに建造物および建造物以外についての結果である。表の上段:回答数、中段:各々の人災の種類合計に対する割合、下段:各指定区分の合計に対する割合を示している。同表に示したように、“人災の種類における経験率”では、建造物では国指定が約50%以上と最も高く、府县市町指定では約30~40%となっている。すなわち、建造物では、犯罪の種類よりも

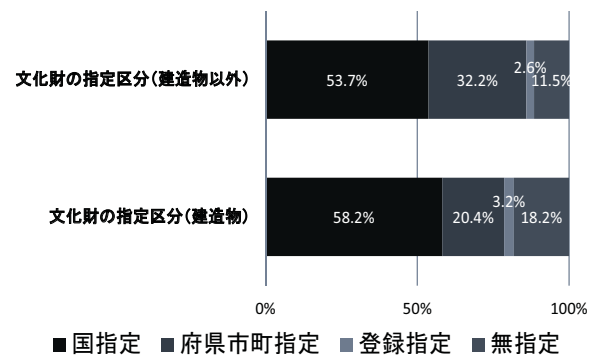


図1 回答者の所有する文化財の指定区分

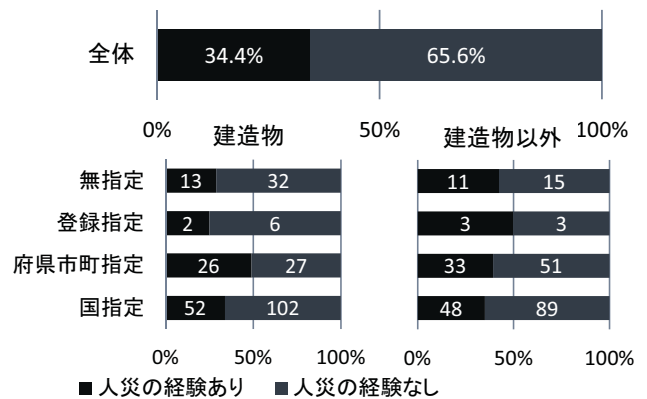


図2 人災の経験(図中の数値は回答数)

表 3 人災の種類と指定区分

人災の種類	項目	指定区分									
		建造物					建造物以外				
		国指定	府県市町指定	登録指定	無指定	合計	国指定	府県市町指定	登録指定	無指定	合計
放火	回答数	8	6	0	1	15	6	5	0	2	13
	割合(種類)	53.3%	40.0%	0.0%	6.7%	100%	46.2%	38.5%	0.0%	15.4%	100%
	割合(指定区分)	11.6%	14.0%	0.0%	5.3%	-	10.3%	10.0%	0.0%	10.0%	-
落書き	回答数	17	10	0	4	31	14	10	0	4	28
	割合(種類)	54.8%	32.3%	0.0%	12.9%	100%	50.0%	35.7%	0.0%	14.3%	100%
	割合(指定区分)	24.6%	23.3%	0.0%	21.1%	-	24.1%	20.0%	0.0%	20.0%	-
破損	回答数	20	10	0	5	35	14	13	1	6	34
	割合(種類)	57.1%	28.6%	0.0%	14.3%	100%	41.2%	38.2%	2.9%	17.6%	100%
	割合(指定区分)	29.0%	23.3%	0.0%	26.3%	-	24.1%	26.0%	50.0%	30.0%	-
盗難	回答数	24	17	1	9	51	24	22	1	8	55
	割合(種類)	47.1%	33.3%	2.0%	17.6%	100%	43.6%	40.0%	1.8%	14.5%	100%
	割合(指定区分)	34.8%	39.5%	100.0%	47.37%	-	41.4%	44.0%	50.0%	40.0%	-
合計	回答数	69	43	1	19		58	50	2	20	
	割合(種類)	-	-	-	-	131	-	-	-	-	128
	割合(指定区分)	100%	100%	100%	100%		100%	100%	100%	100%	

指定レベルが犯罪発生率に関係する傾向を示している。無指定物件の盗難経験率も 17.6%をしめしており、今後の防犯対策が必要である。一方、建築物文化財以外の文化財では指定レベルだけでなく人災の種類も高くなっている。

c) 人災の種類と対象物

犯罪の発生する場所とその内容についてまとめたのが表 4 である。人災は本堂などの建物で高い発生率を示している。種類別では、盗難は仏像と美術工芸品の発生件数が最も多く、その次は落書きである。破損と放火は仏像、美術工芸品よりも建物に集中している。ここで、[盗難×本堂などの建物]に区分された“盗難”は建物に取りつけられている「扉の金具、化粧材など」である。なお、放火の経験件数(合計 21 件)は少ないものの発生した場合の被害の重大さを考えれば十分注意を払う必要がある。

表 4 人災の種類と対象物

人災の種類	項目	人災の対象物					合計
		本堂などの建物	仏像	美術工芸品	古文書	その他	
放火	回答数	11	4	2	2	2	21
	割合(対象物)	52.4%	19.0%	9.5%	9.5%	9.5%	100%
	割合(種類)	12.9%	10.0%	7.7%	14.3%	20.0%	-
落書き	回答数	27	8	5	1	1	42
	割合(対象物)	64.3%	19.0%	11.9%	2.4%	2.4%	100%
	割合(種類)	31.8%	20.0%	19.2%	7.1%	10.0%	-
破損	回答数	24	6	3	2	1	36
	割合(対象物)	66.7%	16.7%	8.3%	5.6%	2.8%	100%
	割合(種類)	28.2%	15.0%	11.5%	14.3%	10.0%	-
盗難	回答数	23	22	16	9	6	76
	割合(対象物)	30.3%	28.9%	21.1%	11.8%	7.9%	100%
	割合(種類)	27.1%	55.0%	61.5%	64.3%	60.0%	-
合計	回答数	85	40	26	14	10	
	割合(対象物)	-	-	-	-	-	128
	割合(種類)	100%	100%	100%	100%	100%	

(4) 獣害の実態

a) 獣害の経験

図 3 に獣害の経験結果を示した。

同図に示したように、38.9%で被災経験あり、52.3%は経験なし、よくわからないが 8.8%となっている。

しかし、獣害は被害が顕在化するまで気がつかない場合が多い。本研究では文化財所有者がすでに認識していた被災について把握したのみで、実際の被災経験率はもっと高くなる可能性があり、獣害の発見方法などの啓発を通じて、早期発見が大切である。

建造物の文化財指定区分別による獣害の経験率では府県市町指定：57.4%、国指定：41.1%、無指定：25.0%となり、指定物件(国、府県市町)が登録・無指定より約 2 倍程度高くなっている。しかし、建造物以外の指定区分における獣害の経験率を見ると、登録文化財を除いては大差なく、大凡 40%~46%となっている。

b) 獣害の種類

図 4 は獣害の種類についてまとめたものである。回答数(複数回答)から見ると、獣害では、アライグマがもっとも多く 60 件を超えている。次に多いのはイタチ、

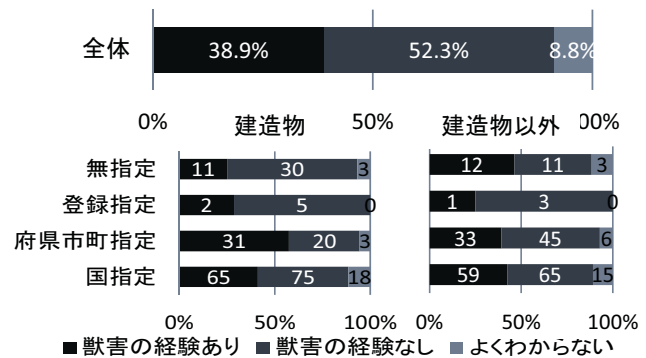


図 3 獣害の経験

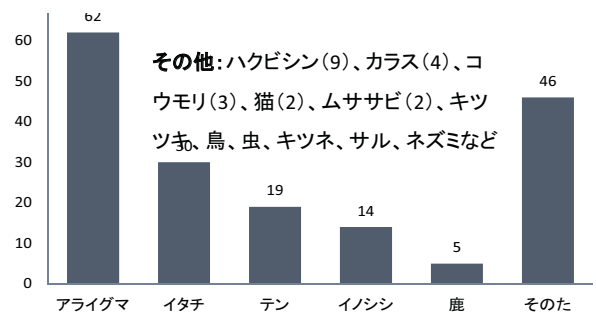


図 4 獣害の種類に対する回答数(複数回答、N=308)

テン、イノシシ、鹿の順となっている。その他の動物には図中に記したようなコウモリや猫、カラスなどとなっている。

c) 獣害の発生場所

複数回答による回答結果を図5に示した。最も多く被害を受けた場所は“建物(柱や梁など)”で、次に天井となっている。そして、屋根、屋根裏の順となっている。図4と関連づけて考察すると、アライグマによる被害発生箇所(天井裏に営巣する行動)が多数を占めている。屋根についてはアライグマの他カラスなどによる鳥害も含んでいると推察できる。

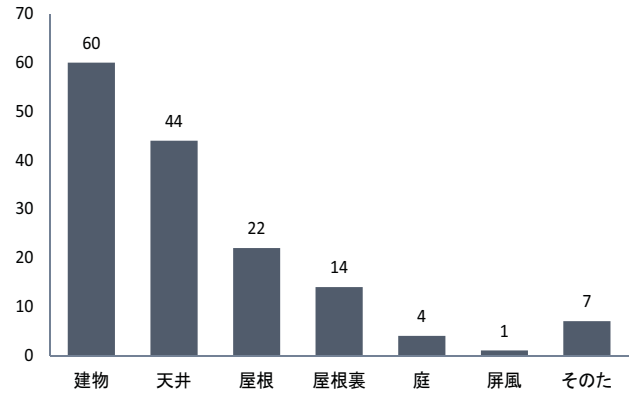


図5 獣害の場所に対する回答数(複数回答、N=308)

(5) 文化財の防犯実態

a) 主な防犯対策

文化財の防犯対策(図6)としては、所有者による定期的な巡視(164件、53.2%)と施錠の強化(138件、44.8%)、防犯設備(警報装置(131件、42.5%)、防犯カメラ(125件、40.6%)、そして、警備会社との契約(86件、27.9%)の順となってい。また、“特に何の対策もしていない”との回答も16件あった。なお、この回答は複数回答による結果である。

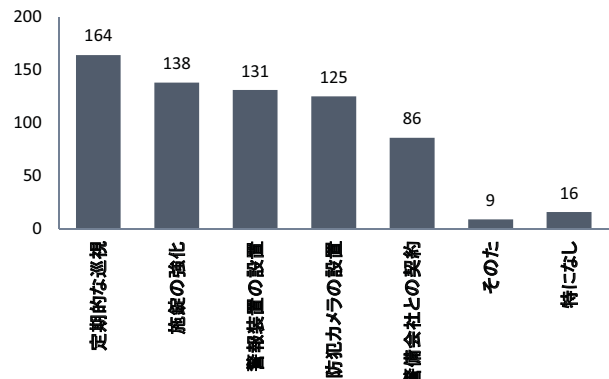


図6 文化財の防犯対策の回答数(N=308)

b) 国・自治体からの補助金

図7は所有している文化財に対する公的資金援助(補助金)に関する結果である。同図によれば、補助金に「満足している」とする回答は11.8%で、残りの88.2%は「不満足」となっている。大半の社寺仏閣では、さらなる防災や防犯設備の設置などへの資金援助を必要としている。

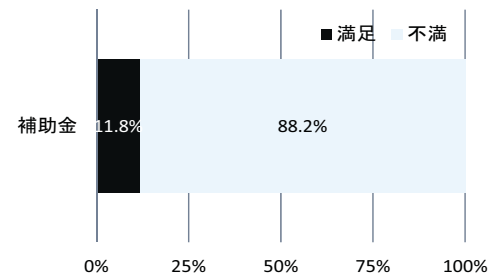


図7 補助金の満足度

c) 地元との協力体制

図8に示したように、防災・防犯において地元と協力関係を構築している所は、60%となっている。図7と関連して考察すると、公的支援の足りない分を地元の協力体制で何とかしているようであるが、それでも約40%では協力関係の構築さえなされていない。

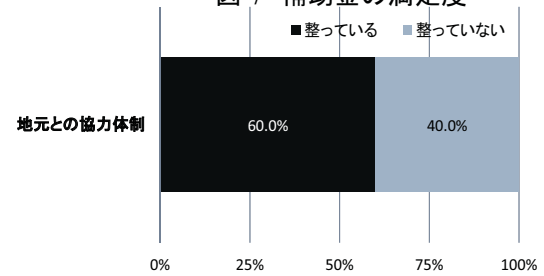


図8 地元との協力関係の有無

表4 協力体制の問題点

協力体制は整っていない理由(自由記入欄)	
<ul style="list-style-type: none"> ・改良の余地ある、不十分 ・火災探知機のみ、無防備に近い ・境内が広すぎる ・遠距離 ・火災に無防備 ・自前の防災設備 ・若者が少ない ・近くに人家がない ・高齢化で困難 ・職員と消防団との連携で十分である 	<ul style="list-style-type: none"> ・価値の認識が希薄 ・防犯の認識が希薄 ・防災意識が低い ・檀家を信用している ・具体的な話し合いがない ・無関心、前例がない ・特につながりがない ・地区に関心がない ・想定なし ・制度化していない ・自衛組織、行政連携がない

ここで、「協力関係が構築されない理由(一部抜粋)」の記述を表5に示した。記述の中で地元との関係構築に苦慮している様子が伺える。今まで所有者ばかりでなく地域住民と一体となって守り続けてきた防災・防犯体制のあり方について、大きな転換期にあると言えよう。

その理由として、地域住民や為政者に対する「文化財価値の再認識」(別途の質問より管理者は十分文化的歴史的価値は認識していることを確認)、管理者および周辺住民の高齢化、人災の増大傾向の認識が希薄などが指摘できる。このような現状から、行政や大学など関係機関による文化財の継承保存のための積極的な啓発活動、所有者および周辺住民の高齢化を考慮した防犯・防火システムへの改良など現状に即した対策が必要である。

(6) 文化財の防御システムの実態

人災・獣害による文化財の被害は増加しつつあるが、それを事前に察知し防ぐための防御システムの普及状況についてはあまり調査されていない。文化財の防火・防犯設備の設置の現状調査に関しては、通報設備、予防設備、消火設備、水利設備、防犯設備、その他、全くなしの7項目に分け、複数回答してもらった。これらの防火・防犯設備の設置状況に関するアンケート集計結果を図9に示した。

a) 通報設備について

通報設備（火災報知機、サイレン警鐘、専用電話など）の設置状況については、全体の82.5%が設置していると回答し、17.5%が設置していないと回答している。図9-aは文化財指定区分および建造物とそれ以外（主として美術工芸品）における通報設備の設置状況を示したものである。建造物およびそれ以外の文化財も通報設備の設置件数は高くなっている。また、国指定、府県市町の指定、無指定、登録の順に設置件数が低くなっている一方で、国指定の文化財でも設置していないケースも見られる。

b) 予防設備

予防設備（自動火災通報、電気火災警報器など）の設置の有無については63.0%で導入していると回答している、残りの37.0%は設置していないとの回答であった。図9-bは文化財区分ごとの予防設備の設置状況を示したものである。この予防設備の設置有無と文化財指定区分に関するクロス集計でも、通報設備と同様に建造物およびそれ以外の文化財における予防設備の設置件数は高く、国指定、府県市町の指定、無指定、登録の順に設置件数が低くなっている。しかし、通報設備に比べ、建造物以外の文化財における予防設備は設置件数が低く、国指定の文化財建造物や美術工芸品であっても予防設備を設置していないところが30箇所以上あった。

c) 消火設備

図9-cは文化財区分別による消火設備の設置状況である。消火設備（消火栓、消火器、放水銃、電力消防ポンプなど）の設置有無については、全体の85.7%は設置している。消火設備を設置しているグループでは、文化財の指定レベルが高いほど設置数が多くなっており、通報設備と同様な傾向を示している。一方、設置していないグループでは文化財の指定レベルとの相関関係は特に見当たらない。

d) 水利設備

図9-dは文化財区分ごとの水利設備の設置状況を示したものである。水利設備（貯水池、貯水槽、水路の利用など）は全体の67.5%で設置しているとの回答であった。設置しているグループでは、文化財の指定レベルが高いほど、設置数が多くなっている。ところが、設置していないグループでは、文化財建造物では国指定および無指定が府県市町指定より設置数が多く、建築物以外の文化財（美術工芸品など）では国指定、府県市町指定、そして無指定の順で設置数が少なくなる傾向である。

e) 防犯設備

防犯設備（防犯カメラ、赤外線センサーなど）は全体の56.2%は設置していると回答しているが、防火（通報・予防・消火・水利）設備の割合と比較すると低い設置率である。図9-eに防犯設備の設置有無と文化財指定区分との比較を行った結果を示した。設置しているグループでは、文化財の指定レベルが高いほど設置数も多くなっていくが、設置していないグループでも同様である。

しかし、国指定の文化財であるにも関わらず、防犯設備の設置がないケースも多いことに注目する必要がある。昨今の盗難事件などを考えると、早急に防犯対策を講じる必要がある。特に、国宝や重要文化財（美術工芸品）は火災などの災害による被害件数より、盗難による被害件数が増えているだけでなく、盗難及び違法流通過程における損傷なども発生するため、国指定文化財の防犯体制の構築が急務である。

f) その他

a)からe)までの防火、防犯設備以外に「その他」の設備を設置していると答えた寺社も全体の2.9%を占めている。具体例として管理者の常駐施設、巡回警備、文化財パトロール、移動式ポンプなどを挙げている（図9-f参照）。

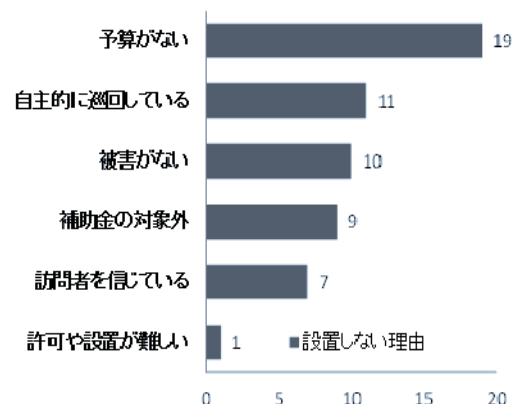
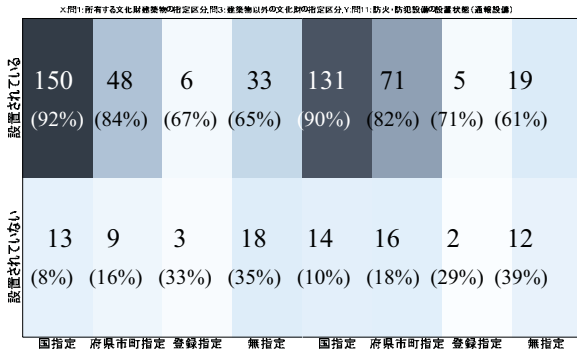
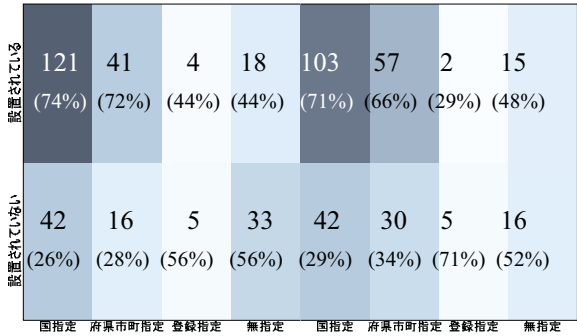


図10 設備を設置しない理由



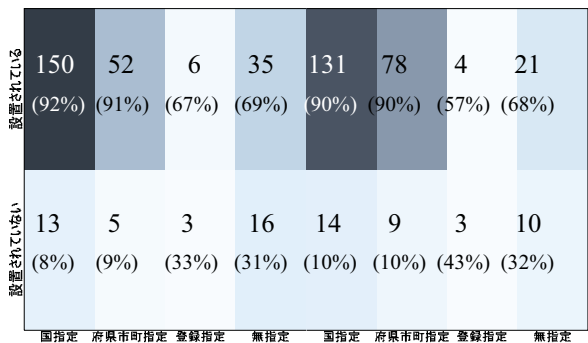
文化財の指定区分(建造物) 文化財の指定区分(建造物以外)

a. 通報設備



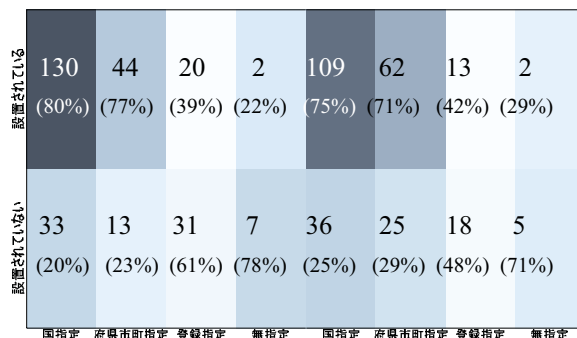
文化財の指定区分(建造物) 文化財の指定区分(建造物以外)

b. 予防設備



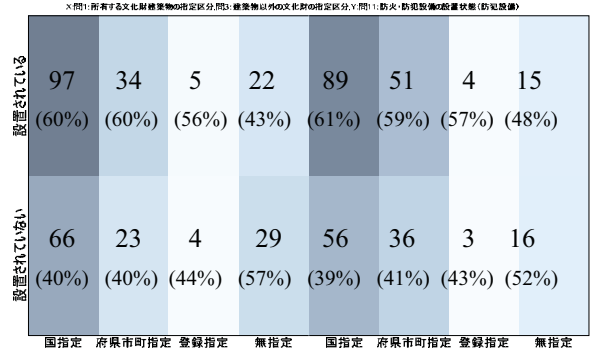
文化財の指定区分(建造物) 文化財の指定区分(建造物以外)

c. 消火設備



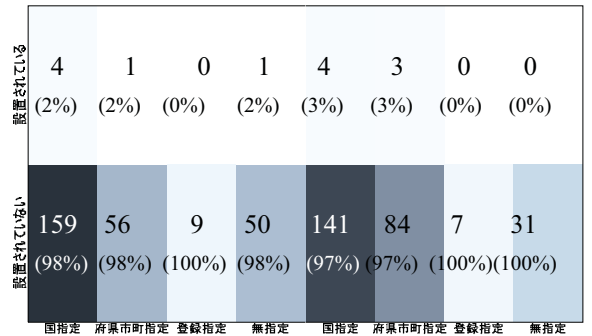
文化財の指定区分(建造物) 文化財の指定区分(建造物以外)

d. 水利設備



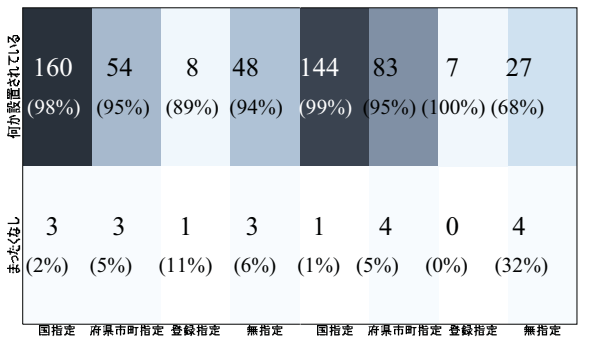
文化財の指定区分(建造物) 文化財の指定区分(建造物以外)

e. 防犯設備



文化財の指定区分(建造物) 文化財の指定区分(建造物以外)

f. その他



文化財の指定区分(建造物) 文化財の指定区分(建造物以外)

g. 設備の設置状況(あり、なし)

回答数

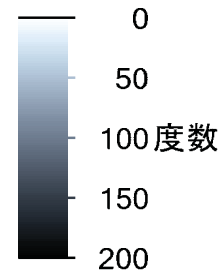


図9 防犯設備の設置状況

g) まったくなし

一方、防火・防犯設備を全く設置していないとの回答も 3.6%あった。図 9-g は「まったくなし」の回答に対する文化財指定区分別に分析した結果である。これによると、文化財に指定されているにも関わらず、防火防犯設備が設置されていない箇所もわずかではあるが存在している。

設備を設置しない理由についての回答結果を図 10 に示した。「予算がない」という回答が最も多く、その他に「自主的巡回している」、「被害がない」、「補助金の対象外」、「訪問者を信じている」、「許可や設置が難しい」という回答が得られた。

5. 終わりに

本研究は「損傷のリスク」とそのリスクに対する「継承保存力」の現状を詳細に調査するため、寺社の所有者を対象したアンケート調査を行った。調査結果を踏まえて得られた主な知見を以下にまとめた。

1. 所有者が認識している建築物および美術工芸品など 5 項目の価値は、建築物に対しては思想、技術的価値では 80%を超える回答者が「非常に価値がある」と評価している。さらに、仏教や神道を継承している思想的価値のほか、芸術や学術的な価値も認めている。このような各種の価値を高く評価している結果から、所有者の継承保存への意欲は十分高いと判断できる。
2. 建造物およびそれ以外の文化財の人災経験は全体の 34.4%にも達し損傷リスクが高い危険な状況にあることが明らかとなった。特に、国指定の文化財での発生率が他の指定文化財よりは高く、人災の種類は放火、落書き、破損、盗難の順に回答率が高くなる傾向を示している。また、国指定文化財であるにも関わらず防犯設備が設置されていないケースも多く、至急対策を講じる必要がある。
3. 獣害の経験についても全体 38.9%に達しているが、獣害被害は気が付かない場合が多いとされている点を考えれば、その実態は認識を上回る可能性が高い。なお、アライグマによる被害が最も多い。
4. 防犯体制としては巡回などの自主的な活動と警報設備が主な対策となっている。しかし、設備の導入は全体の 56.2%に留まっている。その原因の一つに、公的資金援助の少なさが挙げられる(満足しているとの回答は 11.8%)。放火などの人災リスクの増加を考えると公的資金援助の見直しや地元との協力体制の強化が必要である。
5. 防火設備においては、通報設備と消火設備の設置数に比べ、予防設備や水利設備の設置数が少なく、指定文化財であっても未設置数も多いため、文化財所有者に防火設備の必要性(重要性)を周知させるとともに、設備の設置を積極的に促す取組みが必要である。

以上の問題点の解決には中・長期的なビジョンと戦略が必要ですぐには解決できないどころか、さらに悪化する可能性も十分ある。公的制度と高度な防御システムを組み合わせた速効性のある取組みも同時に展開する必要がある。

謝辞：アンケートに回答して頂いた多くの社寺仏閣の所有者の皆様に深甚の意を表します。また、本研究は文部科学省グローバルG-COEプログラム「歴史都市を守る『文化遺産防災学』推進拠点」(研究代表者：大窪健之)および住友電気工業(株)による受託研究「文化遺産を対象とした人為災害状況と防御システムに関する調査研究」(研究代表者：谷口仁士)の支援によるものである。

参考文献

- 1) 村田健一：文化財の防火・防犯・耐震対策，月刊文化財 565，第一法規株式会社，pp. 34-35，2010. 10.
- 2) 文化庁監修：文化財保護法五十年史，株式会社ぎょうせい，pp. 601，2001. 3. 31.
- 3) 財団法人建築研究協会：甦る悠久の名利-寂光院本堂復原の記録，pp. 4，2005. 06.
- 4) 金玖淑：日本における火災被害の日本の火災被害の文化財建造物の収拾時における価値判断と保存行態の実例，崇礼門火災収拾部材調査報告書，韓国国立文化財研究所，pp. 215，2009. 07.
- 5) 川道美枝子・川道武男・金田正人・加藤卓也：文化財等の木造建造物へのアライグマ侵入実態，京都歴史災害研究，第 11 号，pp. 31-40，2010.
- 6) 文化庁編集：『宗教年鑑』，2010.